

○本庄市土砂の堆積の規制に関する条例施行規則

平成18年1月10日

規則第135号

改正 平成19年3月29日規則第16号

平成20年9月19日規則第35号

平成20年11月7日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、本庄市土砂の堆積の規制に関する条例（平成18年本庄市条例第165号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土砂の堆積の許可申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による許可を受けようとする者は、土砂の堆積の許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(法令又は他の条例の規定による許可等)

第3条 条例第5条第1項第3号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定による許可
- (3) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可
- (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第91条第1項の許可及び同法第35条の同意
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の許可
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可（同法第9条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
- (8) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可及び同法第20条第2項の規定による協議
- (9) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条第1項の許可
- (10) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可（同法第11条の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）

- (1 1) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認及び同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項又は第58条の4第1項の許可（同法第95条の規定によりこれらの承認又は許可があったものとみなされる場合を含む。）
 - (1 2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可
 - (1 3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可
 - (1 4) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第66条第1項の許可
 - (1 5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可及び同条第4項の規定による協議
 - (1 6) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の許可（同条第7項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
 - (1 7) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の許可
 - (1 8) 埼玉県土採取条例（昭和49年埼玉県条例第6号）第3条第1項の認可
 - (1 9) 埼玉県砂防指定地管理条例（平成15年埼玉県条例第45号）第3条第1項の許可
- (法人)

第4条 条例第5条第1項第4号の規則で定める法人とは、公益社団法人及び公益財団法人とする。

(土砂の堆積の許可の特例)

第5条 条例第5条第1項第7号の規則で定める土砂の堆積は、次のとおりとする。

- (1) 運動場の砂利敷その他の通常管理行為として行う土砂の堆積
 - (2) 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂の堆積
 - (3) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂の堆積
 - (4) 前3号に掲げるものを除くほか、市長が認める公益性が高いと認められる事業の実施に係る土砂の堆積
- (土砂の堆積に関する計画に定める事項)

第6条 条例第5条第2項第12号の規則で定める事項は、土砂の堆積を行う土地において必要な土砂の堆積に関する法令又は条例の規定による許可等の処分の状況とする。

(土砂の堆積の許可申請の添付書類)

第7条 条例第5条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請者及び土砂の堆積に係る建設工事の元請負人の住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- (2) 土砂の堆積に係る土地の登記事項証明書
- (3) 申請者及び土砂の堆積に係る建設工事の元請負人が土砂の堆積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- (4) 土砂の堆積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面
- (5) 土砂の堆積に係る土地の位置を示す図面
- (6) 土砂の堆積の完了時及び最大堆積時の土地の形状に係る平面図及び断面図
- (7) 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図
- (8) 擁壁の背面図

(許可の基準)

第8条 条例第7条第1項の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

(変更の許可申請)

第9条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者は、土砂の堆積の変更許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第10条 条例第8条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 条例第5条第2項第5号又は第8号に掲げる事項に関する変更
- (2) 条例第5条第2項第6号又は第7号に掲げる事項に関する変更のうち変更後の土砂の堆積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差(土砂の堆積前において土砂の堆積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂の堆積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高部と土砂の堆積により生じた地表面の最高部との高低差。別表において「土砂の高さ」という。)が減少することとなるもの又は変更後の土砂の堆積により生ずるのり面(擁壁に覆われたのり面を除く。別表において同じ。)の勾配が緩和されることとなるもの

(変更の届出)

第11条 条例第9条の規定による届出は、土砂の堆積の変更届出書(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

(標識)

第12条 条例第11条の規則で定める様式は、様式第4号のとおりとする。

(関係書類の閲覧)

第13条 条例第12条の規定による閲覧は、次により行うものとする。

(1) 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。

(2) 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

(着手の届出)

第14条 条例第13条の規定による届出は、土砂の堆積の着手届出書(様式第5号)により行うものとする。

(定期報告)

第15条 条例第14条第1項の規定による届出は、土砂の堆積に係る定期の届出書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第14条第2項の規則で定める書類は、報告に係る期間の最後の日の1週間前の日以降に撮影した土砂の堆積に係る土地の写真とする。

(完了等の届出)

第16条 条例第15条の規定による届出は、土砂の堆積の完了(廃止)届出書(様式第7号)により行うものとする。

(身分証明書)

第17条 条例第19条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第8号のとおりとする。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の児玉町土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例施行規則(平成5年児玉町規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月29日規則第16号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月19日規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この規則により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則 (平成20年11月7日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条に規定する公益社団法人及び公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

別表(第8条、第10条関係)

1 条例第7条第1項第1号に関する基準

(1) 土砂の高さは、2メートル以内であること。

(2) 土砂の堆積により生ずるのり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルの勾配以下であること。

2 条例第7条第1項第2号に関する基準

(1) 土砂の堆積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。

(2) 排水施設の構造は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準に適合するものであること。ただし、土砂の堆積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この限りでない。

(3) 擁壁は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。

(4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整施設が設置されていること。

3 条例第7条第1項第3号に関する基準

(1) 土砂の堆積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂の堆積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

- (2) 垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下の勾配である土地に土砂の堆積を行う場合は、土砂の堆積を行う前の土地の地盤と土砂の堆積に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。
- (3) 土砂の堆積の完了後に土砂が崩壊しないように、締固めその他の土砂の堆積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が講じられていること。
- (4) 土砂の堆積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂の堆積に係る土地との間隔が最大堆積時の土砂の堆積の高さに相当する長さをとる等の措置が講じられていること。
- (5) 土砂の堆積に伴う周囲の生活環境への影響を踏まえ、土砂の堆積を行う時間、期間等が定められていること。
- (6) 土砂の堆積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

様式第1号(第2条関係)

土砂の堆積の許可申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者
住所
氏名 ㊟
(法人にあつては、その名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名)
電話番号

別紙計画の土砂の堆積について、本庄市土砂の堆積の規制に関する条例第5条第1項の規定による許可を受けたいので申請します。

別紙

土砂の堆積に関する計画

申請者	住所		
	氏名又は名称 (代表者氏名)		
土砂の堆積	土地の区域	所在	
		面積	
	目的		
	元請負人	住所	
		氏名又は名称 (代表者氏名)	
	最大堆積時	土砂の数量	
		土地の形状	
	完了時における土地の形状		
	周囲の生活環境の保全のための方策		
	排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の計画		
	その他災害、事故等の防止のためにとる措置		
期間			
土砂の堆積に関する法令又は条例の規定による許可等の処分の状況			

様式第2号(第9条関係)

土砂の堆積の変更許可申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者
住所
氏名 ㊟
(法人にあつては、その名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名)
電話番号

下記の変更について、本庄市土砂の堆積の規制に関する条例第8条第1項の規定による許可を受けたいので申請します。

記

変 更 事 項	
変 更 内 容	

様式第3号(第11条関係)

土砂の堆積の変更届出書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者

住所

氏名



(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり変更する(した)ので、本庄市土砂の堆積の規制に関する条例第9条の規定により届け出ます。

記

変 更 事 項	
変 更 内 容	

様式第4号(第12条関係)

本庄市土砂の堆積の規制に関する 条例に基づく土砂の堆積の許可標識			
許可を受けた者	住所		
	氏名又は名称 (代表者氏名)		
許可の概要	許可番号		
	許可年月日		
	土地の 区域	所在	
		面積	
	元請負人	住所	
		氏名又は名称 (代表者氏名)	
連絡先			
堆積期間			
許可をした機関	名称		
	連絡先		

60cm以上

50
cm
以
上

様式第5号(第14条関係)

土砂の堆積の着手届出書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者

住所

氏名

㊟

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり土砂の堆積に着手したので、本庄市土砂の堆積の規制に関する条例第13条の規定により届け出ます。

記

土砂の堆積許可	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日		
	土 地 の 区 域	所 在	
		面 積	
土砂の堆積に着手した年月日			

様式第6号(第15条関係)

土砂の堆積に係る定期の届出書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者
住所
氏名 ㊟
(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり、本庄市土砂の堆積の規制に関する条例第14条第1項の規定により届け出ます。

記

対 象 と な る 期 間		
土 砂 の 堆 積 の 許 可	許 可 番 号	
	許 可 年 月 日	
	土 地 の 区 域	所 在
		面 積
搬入した 土 砂 ①	採 取 場 所	
	数 量	
搬入した 土 砂 ②	採 取 場 所	
	数 量	
搬入した 土 砂 ③	採 取 場 所	
	数 量	
搬入した 土 砂 ④	採 取 場 所	
	数 量	

(注) 搬入した土砂の採取場所が5以上の場合は、搬入した土砂の欄を適宜増やすこと。

様式第7号(第16条関係)

土砂の堆積の完了(廃止)届出書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者

住所

氏名



(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり土砂の堆積を完了(廃止)したので、本庄市土砂の堆積の規制に関する条例第15条の規定により届け出ます。

記

土砂の堆積許可	許 可 番 号		
	許 可 年 月 日		
	土 地 の 所 在 区 域	面 積	
完 了(廃 止)を し た 年 月 日			

様式第8号(第17条関係)

(表面)

第 年	月	号 日	5.5 cm
写 真			
職 氏名			
上記の者は、本庄市土砂の堆積の規制に関する条例第19条第1項の規定により立入検査をする者であることを証明する。			
本庄市長			印
9cm			

(裏面)

本庄市土砂の堆積の規制に関する条例(抜粋) (立入検査) 第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂の堆積を行う者の事務所、事業所又は土砂の堆積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (罰則) 第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (4) 第19条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第11条関係)

様式第4号 (第12条関係)

様式第5号 (第14条関係)

様式第6号 (第15条関係)

様式第7号 (第16条関係)

様式第8号 (第17条関係)